

1 - 1) 前回のご意見のまとめとその対応 (一覧) 【歴史的建造物】

分類	概要	事務局対応
A. 検討の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ① 建造物だけではなく、地形なども広く捉えて検討する必要があるのではないか。港区ならではの良さを背景に検討する必要がある。 ② 港区は水辺や高低差などによって石に関係するものが多く残っており、それを生かした独自の視点であると良い。 ③ 観光や住民など、どの目線で取り組むかによって守るべき景観の方向性も変わる。今後も審議会で議論を重ねていきたい。 	<p>ご意見を踏まえ、次年度以降の景観審議会において、区の景観に関して幅広く議論をお願いしたいと考えております。</p> <p>また提言書(素案)P39に、その他の関連する検討事項として、建造物や樹木等の単体の構造物にとどまらず、景観に関して幅広く検討が必要であることを記載します。</p>
B. 具体的な取組について	<ul style="list-style-type: none"> ① 所有者が特定できているのであれば、保存に積極的ではない人の考えを前向きに変えるような取組を行ったほうが良いのではないか。 ② 所有者にもアプローチし、区の考え方を所有者に伝えた方が良い。 ③ 港区は地区ごとに様々な建造物の特徴があるので、きめ細かな情報収集や、所有者との信頼関係を構築する必要がある。 ④ 身近な歴史的な価値のあるものも、今後拾えると良いと思う。 ⑤ ディベロッパーに対しても有効な方策があると良い。 ⑥ 歴史的建造物の調査件数の目標は、それによって調査の規模も変わってくる。 	<p>所有者へのアンケート等の機会を通じて、歴史的建造物の所有者に歴史的建造物の保存に関する普及啓発を行い、所有者が保存に対して前向きになれるよう、所有者に歴史的建造物の保存に関する区の考え方を伝えていきたいと考えております。</p> <p>次年度以降、個別具体の歴史的建造物に対して対応する場合は、綿密に情報収集を行い、所有者との信頼関係の構築に努めたいと考えております。</p> <p>取組の一つである、「区民等による歴史的建造物候補等の推薦制度の構築」を通じて、今後区民に身近な歴史的建造物等の普及啓発を行いたいと考えております。</p> <p>歴史的建造物の保存を含めた再開発事例をパンフレット等に掲載することで、ディベロッパーに向けた歴史的建造物の保存に関する普及啓発を行いたいと考えております。</p> <p>歴史的建造物の調査については、『港区の歴史的建造物』(平成18年港区教育委員会)や近現代の歴史的建造物を対象に、文献や既往調査、公共の場所からの望見等を判断し、合計200件程度リストアップすることを想定しております。</p>

前回のご意見及び対応の方向性

1-1) 前回のご意見のまとめとその対応 (一覧) 【歴史的建造物】

分類	概要	事務局対応
C. 短期的に実現すべき仕組みについて	① 景観行政の視点で新しい制度を作る場合、文化財のような永久保存の考え方ではなく、10～20年ぐらいの制約を設ける方が良いのではないかと。	千代田区の景観まちづくり重要物件制度は、既に助成を行った物件に対して補助を行う場合、直近で補助を行った年度から7年以上経過していなければならないとしています。ご意見を踏まえ、次年度以降の制度構築の際に検討したいと考えております。
	② 都選定歴史的建造物にも選定されている場合、歴史的建造物の改修に対する補助は、都と区の両方の補助を受けることは可能か。可能な限り所有者の負担を軽減する方が望ましい。	千代田区景観まちづくり重要物件は、文化財(国登録、都指定、区指定)との重複指定を認めており、それぞれの補助制度の適用が可能となっております。ご意見を踏まえて、次年度以降制度構築を進める際には、複数の補助制度の適用など、所有者の負担を可能な限り軽減できる制度について検討したいと考えております。
	③ 新たな制度に指定する建築物の判断基準はどのようになるか。 ④ 判断基準は、指定の判断をする景観審議会内専門部会の内規として決めていくことになるのではないかと。 ⑤ この制度の対象にならないかもしれないが、リノベーションで魅力が出る建物もある。	景観審議会内の専門部会で意見を聴取するにあたり、新たな制度に指定基準を設けます。次年度以降、景観重要建造物の指定の方針や、他の自治体の類似制度の指定の方針等を踏まえ、指定基準を検討したいと考えております。
D. 中長期的な取組や仕組みに関する課題について	① 庁内連携がうまくいくことが重要であると思う。 ② 庁内連携について、どの部署とどのような点で連携するイメージなのかを示してもらえるとわかりやすい。	本資料P3をご参照ください。
	③ 図書文化財課で区の文化財めぐりのチラシを作成していると思うが、他自治体のパンフレット等を比較してみることで、図書文化財課との連携も進むのではないかと。	次年度以降、歴史的建造物を取り上げた観光ツアーや建築ツアーを検討する際に、区や他自治体の文化財めぐりのチラシ等も参考にしながら、図書文化財課と連携して進めていきたいと考えております。

前回のご意見及び対応の方向性

1-2) 前回のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的建造物】

D.①② 市内連携のイメージ

赤字:歴史的建造物
緑字:歴史的樹木
青字:共通

調査

調査の拡充

[歴史的建造物]

- ・ 歴史的建造物候補の新規調査(新しい歴史的建造物のリストアップ)【重点】
- ・ 定期的な建造物の存否確認調査
- ・ 滅失建物の記録・保存・公開

[共通]

- ・ 区民等による歴史的建造物等候補の推薦制度の構築

図書文化財課

保存・活用

保存・活用を促進するための歴史的建造物等の所有者に対する支援

[共通]

- ・ 景観法に基づく現行制度の課題を踏まえた新たな制度の構築【重点】
- ・ 外観の改修等に対する工事や維持管理費用の補助・アドバイザーの派遣【重点】
- ・ 保存・活用を支援するファンドの設置
- ・ 相談窓口の設置・所有者への積極的な情報提供(パンフレット等)【重点】

環境課

[歴史的建造物]

- ・ 所有者へのアンケートの実施【重点】
- ・ 建築基準法の適用を除外する仕組みの構築(条例制定等)

建築課

[歴史的樹木]

- ・ 並木や樹群のような「群」の樹木として扱うことのできる制度の構築【重点】
- ・ 公共所有の樹木の指定【重点】

保存・活用事例の普及啓発

- ・ [歴史的建造物]保存の多様なあり方(一部保存等)の事例集の作成【重点】

開発指導課

普及啓発

保存・活用者の顕彰

- ・ [共通]保存・活用事例の顕彰(所有者や活用者への表彰やプレート等の贈呈)【重点】

区の観光・プロモーション制度による情報発信

- ・ [共通]観光ルートの作成やツアーの実施

産業振興課

魅力の普及啓発

- ・ [共通]専門家による講演会・シンポジウムの実施
- ・ [共通]見学会やイベントの実施

前回のご意見及び対応の方向性

2-1) 前回のご意見のまとめとその対応 (一覧) 【歴史的樹木】

分類	概要	事務局対応
A. 対象とする樹木の枠組みについて	① 並木道はどういう位置付けになるのか。	並木のような、樹木単体ではなく「群」として一定の景観を形成するものも、景観上重要であると考えます。詳細は本資料P6以降をご参照ください。 ご意見を踏まえ、提言書(素案)P24に現行法制度の課題として、P34に、新たな制度の留意点及び方向性として記載します。制度の詳細については、次年度以降の制度構築の際に検討したいと考えております。 なお、景観を形成するための重要な公共施設は、港区景観計画において景観法に規定する「景観重要公共施設」として定められています(神宮外苑銀杏並木等)。
	② 保護樹木や天然記念物の対象とならない、歴史的な樹木が実際にあるのか確認をした方が良い。	本資料P6以降をご参照ください。
	③ 公共所有の樹木も景観重要樹木等の対象としないと、伐採されてしまうおそれがあるのではないか。	本資料P6以降をご参照ください。 ご意見を踏まえ、提言書(素案)P35に新たな制度の具体化として、新たな制度の活用に向けた周知啓発と体制構築の内容として記載します。
	④ 区が歴史的な樹木を守るという意味では、所有者や管理者により区別するのではなく、景観上の重要性で判断するべきではないか。	
	⑤ 公有地の樹木を積極的に指定するなど、具体的な制度活用のイメージはあるか。	
	⑥ 保護樹木の指定の考え方と景観上の重要性は異なる。景観上は小規模のものも評価した方が良い。	ご意見を踏まえ、提言書(素案)P39に、その他の関連する検討事項として、小規模なものや比較的歴史が浅いものに対する支援についても検討することを記載します。 制度の詳細については、次年度以降の制度構築の際に検討したいと考えております。
	⑦ 歴史的な建造物とは違って、樹木は生ものであることに留意が必要である。	ご意見のとおり、樹木の「歴史性」は、建造物と異なる点もあると考えます。ご意見を踏まえ、次年度以降、新たな制度の指定の方針等について検討したいと考えております。
	⑧ 熱海市のお宮の松は市の保護樹木であるが、実際には3~4代目の松で、植え替えられている。歴史における樹木の意義も考える必要がある。	

前回のご意見及び対応の方向性

2-1) 前回のご意見のまとめとその対応 (一覧) 【歴史的樹木】

分類	概要	事務局対応
B.具体的な取組について	① 保護樹木に対する補助金は、生垣だと10,000円(延長20mまで)であり、少なすぎるのではないか。	ご意見を踏まえ、次年度以降の補助金額を検討したいと考えております。
	② 歴史的建造物に建築の専門家が入っているのと同様に、樹木についても樹木の専門家が入る必要がある。	新たな制度の物件の指定は、景観審議会内の専門部会で行うことを想定しています。ご意見を踏まえ、次年度以降専門部会の委員構成について検討したいと考えております。
	③ 樹木の管理について、指南書や指導書を作って指定を受けた人に渡すことも考えられる。	ご意見を踏まえ、提言書(素案)P35の新たな制度の具体化として、保存・活用に対するアドバイザーの派遣を記載します。新たな制度に指定した樹木の所有者に対して、アドバイザーから、樹木の管理に関するアドバイスを行うことが想定されます。また、次年度以降の中長期的に実現するべき取組の中で、保護樹木の指定制度を所管している環境課等と連携をしながら検討していきたいと考えております。
	④ 海外では「アーバンフォレスト政策」という、まちの樹木をデータベース化して管理している事例(豪州のメルボルン)があるので参考にできる。	ご意見を踏まえ、提言書(素案)P39に、その他の関連する検討事項として記載します。「アーバンフォレスト」は、歴史的な樹木の保存に留まらず、森林による、冷却・省エネ・大気浄化・雨水流出量抑制・野生生物の生息空間などの生態系サービスを提供する、都市やその近郊の包括的な樹林の概念であり、幅広い概念であるため、次年度以降の中長期的に実現するべき取組の中で、庁内の関係各課と連携しながら検討していきたいと考えております。

前回のご意見及び対応の方向性

2-2) 前回のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的樹木】

A.① 並木の扱い/② 歴史的樹木の例/③~⑤公共所有の樹木の扱い

表 樹木の分類と各制度の指定方法

分類	文化財or保護樹木	例		景観法に基づく制度(景観重要樹木)	区景観条例に基づく新たな制度(案)	(参考)区保護樹木制度
		文化財or保護樹木 公共所有	以外 民間所有			
単体樹木	増上寺のカヤ (区指定)  ※1			1本1本の樹木を指定	1本1本の樹木を指定	1本1本の樹木を保護樹木として指定
複数樹木	並木	神宮外苑銀杏並木  ※2		1本1本の樹木を指定 (景観重要樹木樹林地等の緑地を一体的に指定するものではないため)	1本1本の樹木を指定するほか、「群」として指定することも可能とする	1本1本の樹木を保護樹木として指定
	公園 緑地 庭園 森林	旧芝離宮恩賜庭園(国指定)  有栖川宮記念公園  高松中学校  ※3 旧岩崎邸庭園(区指定) 				

保護樹木や文化財(天然記念物) 以外の樹木

前回のご意見及び対応の方向性

2-2) 前回のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的樹木】

A.① 並木等の扱い

- 景観重要樹木制度は、単木や並木、樹群の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではないため、並木や樹群の場合、1本1本の樹木を景観重要樹木に指定する必要があります。
- 一方、並木や樹群は、1本1本の樹木が景観上重要なのではなく、「群」の樹木として景観上重要であると考えます。

方向性(案)

新たな制度は並木や樹群のような「群」の樹木としても指定できる仕組みとする

A. ③~⑤公共所有の樹木の扱い

- 樹木は、建造物と比較して、道路や公園等にある公共所有のものが数多くあります。
- 一方、区が歴史的な樹木を守るという意味では、所有者や管理者により区別するのではなく、景観上の重要性で判断するべきであると考えます。
- 民間所有の樹木に適用されるような補助制度は、公共所有の樹木には必要ないものですが、制度の普及啓発という観点で、公共所有の樹木を指定することは有効であると考えます。

方向性(案)

新たな制度は公共所有の樹木も積極的に指定する

前回のご意見及び対応の方向性

2-2) 前回のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的樹木】

A. ② 歴史的樹木の例

※1 文化財・保護樹木である単体樹木

※前回資料再掲

文化財 (天然記念物)



増上寺のカヤ (区指定)



氷川神社のイチョウ (区指定)

保護樹木



イチョウ(東洋英和女学院)



イチョウ(明治学院)



ヒマラヤスギ(増上寺)



クロマツ(瑞聖寺)

前回のご意見及び対応の方向性

2-2) 前回のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的樹木】

A. ② 歴史的樹木の例

※2 文化財ではない公共所有の並木

※いずれも区民景観セレクション選定景観

景観重要公共施設



神宮外苑銀杏並木



プラチナ通り

その他



青山墓地



堀田坂

前のご意見及び対応の方向性

2-2) 前のご意見のまとめとその対応 (補足資料) 【歴史的樹木】

A. ② 歴史的樹木の例

※3 文化財ではない公共所有の公園・緑地・庭園・森林等

景観重要公共施設



有栖川宮記念公園



檜町公園



台場

その他



芝公園



高松中学校

前回のご意見及び対応の方向性

2-2) 前回のご意見のまとめとその対応（補足資料）【歴史的樹木】

A.② 保護樹木や天然記念物ではない歴史的樹木の例

表 区内の歴史・文化に関わる緑地

名称	歴史的な由来	所有者
赤坂御用地	紀州徳川家中屋敷、明治5年（1872年）邸と敷地が皇室に献上され赤坂離宮となる。	国
国立科学博物館附属自然教育園	南北朝時代、白金長者と呼ばれた豪族柳下上総介の屋敷。	国
八芳園	江戸時代、大久保彦左衛門の屋敷。	民間
有栖川宮記念公園	盛岡藩主、南部家の下屋敷。有栖川宮家の所有の後、昭和9年（1934年）に東京市立公園となる。昭和50年港区に移管。	区
芝公園	明治6年（1873年）太政官布達により増上寺の境内を含めて公園となる。上野公園、浅草公園と共に日本初の公園。	都・区
青山霊園	美濃郡郡上藩青山家の下屋敷。大久保利通、犬養毅、乃木希典、尾崎紅葉、北里柴三郎ら12万人あまりの墓所。	都
台場	ペリー来航後、黒船の来襲に備えて幕府が築いた砲台。	都(公園)

出典 生物多様性緑化ガイド(港区)